

平成24年 第2回

仁木町議会定例会会議録

開 会 平成24年6月20日

閉 会 平成24年6月20日

仁 木 町 議 会

平成24年第2回仁木町議会定例会議事日程

◆日時 平成24年6月20日(水曜日)午前9時40分 開会
◆場所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会委員長報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 報告第1号 平成23年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第7 一般質問 地域で安心して暮らせる支援体制の強化を(住吉英子議員)
地域の保育所のあり方(上村智恵子議員)
- 日程第8 議案第1号 平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第2号 平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第3号 平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第4号 平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第5号 仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第6号 仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第7号 仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第8号 仁木町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第9号 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第11号 平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区配水管布設工事請負契約締結について
- 日程第18 議案第10号 平成24年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区配水管布設工事請負契約締結について
- 日程第19 議案第12号 平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内送配水管布設工事請負契約締結について
- 日程第20 議案第13号 平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内配水池築造工事請負契約締結について
- 日程第21 議案第14号 平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内浄水場ほか機械設備工事請負契約締結について
- 日程第22 議案第15号 平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内浄水場ほか電気計装設備工事請負契約締結について

- 日程第23 同意第2号 仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第24 意見案第9号 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書
- 日程第25 意見案第10号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書
- 日程第26 意見案第11号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書
- 日程第27 意見案第12号 衆議院の比例代表定数削減に関する意見書
- 日程第28 意見案第13号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書
- 日程第29 陳情第1号 マカナイ川・ポンマカナイ川合流地下流への水門設置と水利用に係る陳情
- 日程第30 議員の派遣
- 日程第31 委員会の閉会中の継続審査
- 日程第32 委員会の閉会中の所管事務調査

平成24年第2回仁木町議会定例会会議録

開 会 平成24年 6月20日 午前 9時40分

閉 会 平成24年 6月20日 午後 2時56分

 議 長 水 田 正 副 議 長 横 関 一 雄

出席議員（9名）

1 番 住 吉 英 子	2 番 嶋 田 茂	3 番 宮 本 幹 夫
4 番 大 野 雅 義	5 番 山 下 敏 二	6 番 林 正 一
7 番 上 村 智 恵 子	8 番 横 関 一 雄	9 番 水 田 正

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長 三 浦 敏 幸	教育委員会委員長 高 木 一
副 町 長 吉 本 潔	教 育 長 原 田 修
総 務 課 長 岩 井 秋 男	教 育 次 長 角 谷 義 幸
財 政 課 長 岩 佐 弘 樹	農 業 委 員 会 会 長 天 野 信 文
会 計 管 理 者 鹿 内 力 三	農 業 委 員 会 事 務 局 長 (川 北 享)
企 画 課 長 鈴 木 昌 裕	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 渡 辺 司
住 民 課 長 門 脇 吉 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 (岩 井 秋 男)
ほ け ん 課 長 土 井 幸 夫	監 査 委 員 中 西 勇
農 政 課 長 川 北 享	
建 設 課 長 林 典 克	

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	浜 野 崇
議 事 係 係 長	本 多 弘 一

開 会 午前 9時40分

○議長（水田 正）おはようございます。定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。定足数に達しておりますので、只今から、平成24年第2回仁木町議会定例会を開会します。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（水田 正）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第116条の規定により、3番・宮本君及び4番・大野君を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（水田 正）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。山下委員長。

○議会運営委員長（山下敏二）皆さん、おはようございます。議会運営委員会決定事項について報告いたします。本定例会を開催するにあたり、6月11日月曜日及び6月19日火曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項、まず、はじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、報告1件、議案15件、同意1件、意見書5件、陳情1件の合計23件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく、一般質問の通告が2人から2件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6の繰越明許計算書については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告であります。日程第7、一般質問については、通告順に従って住吉議員1件、上村議員1件の順であります。日程第8から第11の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第12・議案第5号及び日程第13・議案第6号の条例改正については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第14・議案第7号及び日程第15・議案第8号の条例改正については、2件を一括議題とし、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第16・議案第9号の条例改正については、即決審議でお願いいたします。日程第17・議案第11号の請負契約については、即決審議でお願いいたします。日程第18・議案第10号、日程第19・議案第12号から日程第22・議案第15号の請負契約については、5件を一括議題とし、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第23、同意については、会議を休憩に移し別室にて協議の上、即決審議でお願いいたします。日程第24から第28の意見書については、いずれも即決審議でお願いをいたします。提出者及び賛成者については、お手元に配布のとおりであります。日程第29、陳情については、仁木町議会会議規則第91条の規定により、総務経済常任委員会に付託いたします。日程第30、議員の派遣については、仁木町議会会議規則第118条の規定による議員派遣であります。派遣内容等については、お手元に配布のとおりであります。日程第31、委員会の閉会中の継続審査、日程第32、委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出があります。

続いて、会期について申し上げます。平成24年第2回仁木町議会定例会招集日は、本日、6月20日水曜

日。会期は、開会が6月20日水曜日、閉会が6月22日金曜日の3日間といたします。

最後に、その他事項について申し上げます。軽装の実施については、今定例会より本会議、各委員会等の服装はノーネクタイ、ノージャケットとし、実施期間は、本日、6月20日水曜日から9月28日金曜日までといたします。ただし、議員各自の判断に委ねることといたします。また、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりであります。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（水田 正）委員長の報告が終わりました。委員長報告のとおり議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

日程第3 会期の決定

○議長（水田 正）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、6月20日から6月22日までの3日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は、本日、6月20日から6月22日までの3日間とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（水田 正）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者は、お手元に配布のとおりです。監査委員から例月出納検査報告、平成24年度第3回が提出されております。内容はお手元に配布のとおりです。

次に、5月29日開催の平成24年第2回臨時会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。5月28日の小樽・後志段階要望運動に引き続き、後志総合開発期成会文教厚生部会の一員として、平成25年度に向けた重点要望事項並びに後志地域の豊かな発展を目指して、5月30日には北海道庁及び管内選出の道議会議員へ、6月1日には中央段階における各関係省庁へと要望運動を実施してまいりました。

次に、北海道町村議会議長会の第63回定例総会が6月5日にポールスター札幌で開催され、出席をしてまいりました。総会では、平成23年度の会務報告の承認、高速交通ネットワークの早期整備や地域医療体制の充実強化など、各地区議長会提出の議題を採択し、更には町議会の活性化と議会権限の拡充など、15項目についての一般決議並びに北海道新幹線の建設促進に関する特別決議を採択し、関係機関に要請活動を行うことで承認をしてまいりました。議長活動の詳しい内容については、復命書を事務局に提出しておりますので、必要な方は後程ご高覧願います。

なお、6月13日に余市町で開催されました北後志町村議会議員パークゴルフ大会には、大変お忙しい中、応援に駆けつけていただきました三浦町長、吉本副町長、岩井総務課長、更に健闘をいただいた議員各位に、この場をお借りして、感謝と御礼を申し上げる次第であります。以上で、私の諸般の報告といたします。

日程第5 行政報告

○議長（水田 正）日程第5、『行政報告』を行います。

三浦町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）皆さん、改めまして、おはようございます。平成24年第2回仁木町議会定例会の開催にあたり、行政報告の前に一言、ご挨拶を申し上げます。

町内各小中学校の運動会、体育大会、陸上記録会なども6月2日で無事終了しました。子どもたちの日々の成長を目の当たりにし、大変驚くとともに、仁木町の未来への存在感を頼もしく受けとめてまいりました。また、本年で25回目となりました然別地域レクリエーション大会も6月3日に好天の中、盛会に行われました。児童数の減少から仁木小学校へ統合された然別小学校の閉校にもめげず、四半世紀の永きにわたり、地域が一体となつての大会の継続に頭の下がる思いでありました。関係者の皆さんにお話をお聞きしましたところ、今後も継続して実施していくとのことであり、地域の結束力の強さを肌で感じてまいりました。大江地域におきましても、然別と同様の学校閉校の経過から、昨年から行っております大江町内会連合会大運動会は、6月17日に開催されました。当日はあいにくの小雨という天候の中ではありましたが、老若男女多数の皆さんの参加のもと盛大に行われ、私も童心に返り、楽しいひと時を過ごすことができました。

6月に入りましてから雨量が少なく、農家の皆さんの心情を察しますと、私といたしましても干天の慈雨との言葉のように、日照続きで水が不足しているときの降るありがたい恵みの雨を大いに期待していましたが、台風4号の到来により、その思いが成就し安堵いたしております。台風により被害が皆無であることを心底願うばかりであります。

さて、このような中、水田議長、横関副議長並びに議員の皆様におかれましては、公私共に大変ご多用のところ、本定例会に全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、天野農業委員会会長、中西代表監査委員、高木教育委員長、渡 ■ 選挙管理委員会委員長にも、万障お繰り合わせの上、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。今定例会には、先程、山下議会運営委員長からご説明のありましたとおり、報告1件、議案15件、同意案1件、合計17件、提出させていただきました。格別のご審議を賜り、ご決定くださいますよう、よろしく願い申し上げまして、平成24年第2回仁木町議会定例会の開会にあたってのご挨拶といたします。

それでは、行政報告を行います。はじめに、仁木町地域防災訓練及び北海道原子力防災訓練について申し上げます。昨年3月11日に東日本大震災が発生し、町民の防災意識が高まっていることを受け、私は地域防災計画の見直しと原子力災害対策を含めた防災対策を進めていくこととし、本年3月開催の第1回定例会におきまして、本町初となる独自の地域防災訓練を行うことを表明いたしました。その実施日につきましては、8月30日木曜日に行うこととし、担当課に指示をしているところであります。訓練内容につきましては、地区を限定した住民避難訓練とし、仁木町地域防災計画に基づく非常配備の確認、住民への通報連絡の課題・検証、その他防災体制に係る検証などを行う予定であります。また、北海道におきましては、原子力防災訓練を10月24日水曜日に予定しているとの連絡があり、今回から新たに対象範囲が泊発電所から30km、UP Z圏内となったことにより、本町も参加することとなります。訓練内容につきましては、地区を限定し、住民が他市町村に避難する広域避難訓練及び避難住民を受け入れる避難場設置運営訓練な

どであります。今後におきましては、このような避難訓練を実施するにあたって、訓練対象となる町内会、警察、消防、社会福祉施設等、関係機関と十分に協議をした上で進めてまいります。本町にとっては初めてのことであり、防災に係る取り組みが多岐にわたることから、5月21日に役場内の係長職以上の職員を対象にした防災勉強会を開催しており、今後におきましても、避難訓練や防災に関する認識や情報を共有することといたします。なお、本定例会に避難訓練に関わる補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、後志総合開発期成会中央要望運動について申し上げます。後志総合開発期成会中央要望運動が6月1日に実施され、本町からは水田議長と私が参加いたしました。最初に全国町村会館において、北海道東京事務所に対し、宮谷内後志総合開発期成会会長から要望を行った後、部会ごとに中央省庁、関係機関及び北海道選出国會議員等へ要望活動を行いました。私は農林部会長として、農林水産省仲野博子政務官に対し、担い手の育成と収益性の高い地域農業の確立、環境と調和したクリーン農業の推進、農山村の生活環境向上のための施設整備促進、新たな食料農業農村基本計画に基づく施策の推進、TPP・WTO・EPA交渉対策、ストックマネジメント、これは施設の延命化事業の対象施設拡充、これは堆肥施設等であります、造林事業などの推進について要望いたしました。また、同省北海道対策室では、関係課の担当者に対し要望を行い、現在の状況について説明を受けたところであります。その後、北海道選出の衆議院議員に対しまして、農林関係要望と併せて北海道新幹線及び高速道路の早期実現と国土交通省北海道局の存続について要望を行ってまいりました。

次に、融雪促進特別対策事業について申し上げます。今冬の豪雪、積雪が昨年引き継ぎ記録的なものであったことから、融雪の遅れによる農作物の被害を最小限にとどめるため、融雪剤の購入に対する補助を行うこととし、新おたる農業協同組合を事業主体として、町内全農家を対象に助成する融雪促進特別対策事業の取りまとめを行ったところであります。この事業を実施した農家数は、仁木地区、大江地区を含むが76戸、銀山地区が47戸の123戸であります。融雪剤の散布面積は、全体で385㍎、散布量は20kg換算で約9900袋となっております。この事業に要する経費は682万8962円ですが、補助率は融雪剤の購入費に対して町が4/10、新おたる農業協同組合が1/10で、合わせて1/2、10㍎あたり3袋60kgを限度とし、1袋あたりの補助単価を上限250円としておりますので、町の助成額は197万186円となったところであります。今定例会に補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成24年度桜桃結実促進事業について申し上げます。6月5日、新おたる農業協同組合の山田組合長と担当部長が来庁し、今年度本事業が実施できなかったことについての陳謝と経過について報告を受けました。本事業は、新おたる農業協同組合が事業主体となり、今年度から5年間、桜桃の結実を促進するため、マメコバチの導入に対する助成を行うもので、年間事業量120升を予定しておりました。新おたる農業協同組合では、昨年度より青森県の業者及び町内の業者にマメコバチの確保をお願いして執り進めておりましたが、昨年度の天候不順により採取される繭が大幅に減少し、新おたる農業協同組合では、最終的に2升しか確保できなかったという報告でありました。今後の対応として、平成25年春購入分につきましては、既に取引先に対し数量確保に向け努めるとともに、今年導入したマメコバチ2升につきましては、今後、新おたる農業協同組合が地元での増殖を図るということでありますので、町としても新おたる農業協同組合と連携し事業を推進してまいります。なお、当初予算で計上しております桜桃結実促進事業補助金につきましては、今後、直近の議会において減額いたします。

次に、余市川クリーンアップ作戦について申し上げます。余市川クリーンアップ作戦は、平成7年2月9日に仁木町長沢南地区の養豚場から余市川へ汚水が流出という事故があり、余市川下流域にあります余市町朝日町浄水場が汚染されたことを契機に、余市町流域の自治体を中心に実施することとなったものがあります。第1回目は平成7年6月24日に実施され、213名のボランティアによるクリーンアップ作戦が行われました。ここ数年は大型の不法投棄は少なくなってきており、今年で18回目を迎えたところであります。本年は5月26日土曜日、午前9時から仁木町ふれあい遊トピア公園で開会式を行った後、余市町や赤井川村からの参加を含む総勢523名のボランティアの皆さんが各流域の箇所に分散し、清掃活動を行い、仁木町においては7か所103名により、ごみ890kgと廃タイヤ5本等を回収し、正午頃には全地区、無事無事故で終了することができました。ボランティアとしてご参加くださいました新おたる農業協同組合、仁木町観光協会、仁木町商工会、後志総合振興局及び余市土地改良区等の機関・団体並びになかよしクラブ安心警ら隊と個人の皆様方にご協力をいただきましたことに対し、御礼を申し上げます。今後におきましても、余市川流域の清掃等環境保全活動につきまして、地域住民、行政及び関係団体が一体となった取り組み、水資源の大切さを自覚し、合せて自然環境保全意識の高揚に努めてまいります。なお、当日午前8時から仁木町役場福利厚生会の会員により、会員によります役場庁舎周辺のごみ清掃を実施し、余市川クリーンアップ作戦に参加しております。

冷水トンネル開通に伴う道道余市赤井川線降格路線の町道路線認定に関する件について申し上げます。道道余市赤井川線降格路線の町道路線認定時期につきましては、平成23年12月開催の第4回定例会での大野雅義議員からの一般質問への答弁及び本年3月開催の第1回定例会の行政報告におきまして、6月開催の第2回定例会に3町村、仁木町、余市町、赤井川村で足並みをそろえて町道路線認定の上程を予定していると申し上げておりましたが、現在、北海道において3町村の町道路線認定に必要な関係書類を作成するために用地確定調査測量業務を実施しており、境界杭設置及び道路台帳図作成の業務完了期限が本年8月末となっていることから、3町村で協議をいたしまして、各市町村で9月末までに町村道路認定を行うことを確認しております。このことから、本町といたしましては、9月開催の第3回定例会に上程することで、町道路線認定の準備を進めてまいります。また、北海道では現在、余市町に引き継ぐ区間内の法面工事、雪崩防止柵設置及び冷水トンネル赤井川村側入口横の駐車場整備工事を施工中でありまして、8月末の工事完成後、10月末までに区域変更を行い、降格路線として各町村に引き継ぐ考えているとのことであります。道道余市赤井川線の降格区間が町村道に降格となるまでの期間、早くも10月末想定につきましては、3町村と北海道の重複道路となります。重複道路としての期間の道路維持管理につきましては、北海道の規定が適用されることとなることから、北海道において行うとのことであります。今後も引き継ぎ路線の取り扱い等につきましては、北海道及び余市町並びに赤井川村と連携を密にして協議を行ってまいります。

以上であります。別途お手元には、平成23年度各会計予算に関する調べ、また、平成23年度指定管理施設事業報告、平成23年度介護保険利用状況表、平成24年度事業発注状況表、これは契約金額が100万円以上の事業であります。また、入札結果一覧表、議案第10号、11号、12号、13号、14号、15号関連でございます。配水管の布設工事位置図、これも議案第10号、11号、12号の関連のものでございます。銀山地区水道施設位置図、これは議案第13号、14号、15号の関連でございます。以上を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上で、行政報告を終わります。

○議長（水田 正）三浦町長の行政報告が終わりました。これで、行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号 平成23年度繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（水田 正）日程第6、報告第1号『平成23年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を議題とします。

本件について報告を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、報告の第1号でございます。『平成23年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』。平成23年度余市郡仁木町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。平成24年6月20日提出、仁木町長 三浦敏幸。なお、詳細につきましては、岩佐財政課長から説明を申し上げたいと存じます。

○議長（水田 正）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）報告第1号『平成23年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会の本会議において、これを報告しなければならないことになってございます。一般会計でございます。6款、農林水産業費、1項、農業費、事業名は農業体質強化基盤整備促進事業。本事業につきましては、国の平成23年度第4次補正予算により創設された事業でございます。金額は340万円、翌年度繰越額340万円、財源といたしましては、国庫支出金340万円が未収入特定財源となっております。以上で、説明を終わります。

○議長（水田 正）報告が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）ないようですので、これで、質疑を終わります。

本件については、地方自治法213条及び同法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告されたものです。質疑が終わりましたので、これで、報告第1号『平成23年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告』についてを終わります。

日程第7 一般質問

○議長（水田 正）日程第7『一般質問』を行います。2名の方から2件の質問があります。

最初に『地域で安心して暮らせる支援体制の強化を』以上、1件について、住吉議員の発言を許します。住吉君。

○1番（住吉英子）高齢化の進展に伴い、65歳以上の高齢者でひとり暮らしをしている独居高齢者の人口が増加しております。国立社会保障人口問題研究所の推計によると2030年には、およそ5人に1人の高齢者がひとり暮らしになるという予測になっており、地域で安心して暮らせる支援体制の強化が急務となっておりますが、本町の65歳以上の高齢人口と独居高齢者世帯の割合をお伺いいたします。

次に、高齢者や障がい者が急病などで、自宅で倒れ、救急車で医療機関へ搬送される場合、駆けつけた救急隊員が患者の情報を正確に把握し、迅速かつ適切な救命活動を行えるようサポートする救急医療情報

キットが近年、全国的に普及しているところであります。この救急医療情報キットの内容は、かかりつけ医や薬剤情報提供書、持病などの医療情報や緊急連絡先を記入する用紙と、本人確認ができる写真や診察券、健康保険証のコピーなどの情報を専用の容器に入れ自宅の冷蔵庫に保管し、万が一の救急時に備えるというもので、冷蔵庫を保管場所にする理由として、どこの家庭にもあり、救急隊員がどこに保管されているかがわかりやすいためであります。高齢者や障がい者等の安心、安全を確保することを目的とした救急医療情報キットを本町でも導入すべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

また、本町において、災害時の避難や救護を迅速に行うために、災害時要援護者名簿及び個別支援計画の作成を行っていると思いますが、登録者数と現在の作成状況をお伺いいたします。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、『地域で安心して暮らせる支援体制の強化を』についての質問にお答えをいたします。1点目の「本町の65歳以上の高齢者人口と独居高齢者世帯の割合」についてであります。平成24年3月31日現在の65歳以上の高齢者は1300名、人口比34.91%、独居高齢者世帯の割合は16.69%、296世帯、これは1773、全体の世帯数の中の296世帯でありますとなっております。2点目の「高齢者や障がい者等の安心、安全を確保することを目的とした救急医療情報キットを本町も導入すべきと考えます」について申し上げます。地域において高齢者や障がい者が安心、安全な生活を送ることを狙いとして、昨年から救急医療情報キットの導入を検討し、厚生労働省が補助する平成24年度地域支え合い体制づくり事業、これは補助率が10/10以内でございます。によりまして、仁木町見守り体制づくり事業のひとつとして、補助要望を行い、6月11日付けで北海道から採択の内示がありましたので、今定例会で予算を計上しているところであります。今後、町といたしましては、有事の際に救急隊員が一人ひとりの医療情報を的確に把握できるように、今年度中に救急医療情報キットを高齢者及び要援護者等対象者に配布するとともに、医療情報の記入及び冷蔵庫保管について啓発に努めてまいります。

3点目の「災害時要援護者名簿及び個別支援計画に係る登録者数と現在の作成状況」について申し上げます。平成23年10月27日に災害時要援護者台帳作成に係る協力のお願いの文書を全戸配布し、11月1日から平成24年3月15日までを訪問調査期間として、75名の方々のご協力を得ることができました。この中で個別支援計画に必要な同意を得た方は71名であります。災害時要援護者名簿台帳と個別支援計画につきましては、本年3月末までに策定を完了し、紙ベースによるデータを保存しておりますが、本年度仁木町要援護者支援システム導入事業により電子化を行います。これによりまして、災害の大小に関わらず、災害発生地域における要援護者の情報を把握することが可能となり、必要に応じて地域で支援される方々をはじめ、民生委員等の関係者に配布し、災害時の支援に活用してまいります。なお、仁木町要援護者支援システム導入事業につきましては、仁木町見守り体制づくり事業同様、平成24年度地域支え合い体制づくり事業により採択内示を受けております。また、要援護者支援につきましては、地域支援者を募り組織化を進めるなど、普段からの見守りや地域の支え合い体制を構築するために、民生委員児童委員や町内会、社会福祉協議会との連携を図りながら、各種啓発活動、防災訓練などを行い、災害時において要援護者への対応がスムーズにできるように取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（水田 正）住吉君。

○1番（住吉英子）本町において救急医療情報キットが今年度中に配布されることは、大変喜ばしいことだと思います。そこで、今年度中にこのキットを高齢者及び要援護者等を対象に配布されますが、来年度以

降も継続的に配布していくのでしょうか。

次に、災害時要援護者名簿台帳と個別支援計画は、本年3月末に策定を完了し、今年度、仁木町要援護者支援システム導入事業により電子化を行うとのことですが、要援護者の状況に応じ、内容の修正や更新等はどのような頻度で行うのでしょうか。この2点をお伺いします。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）1点目の関係であります。救急医療情報キット、これらにつきましてはですね、単年度実施すればすべて良しということではありませんので、次年度以降も当然継続して実施していくという考え方を持っております。また、要援護者台帳につきましては、今後の状況が変わった場合には、個々の修正ですとか、加筆ですとか、付け加えるということですね、そういうことも当然必要となってまいりますので、これらについてもですね、役場の業務内の中において、きちんと対応していかなければならないというふうに考えておりますので、これらについても、決してこの台帳を作成したイコール完成ではないと思っておりますので、今後も継続して実施していく考えを持っております。以上です。

○議長（水田 正）住吉君。

○1番（住吉英子）地域で高齢者や障がい者が、安心、安全に暮らせる支援体制の更なる強化を要望し、質問を終わります。

○議長（水田 正）答弁はよろしいですか。

○1番（住吉英子）はい。

○議長（水田 正）次に『地域の保育所のあり方』以上、1件について、上村議員の発言を許します。上村君。

○7番（上村智恵子）『地域の保育所のあり方』。今、どこの町でも少子化を克服するために子育て支援を進めています。国では、消費税増税と一体の社会保障改悪法案のひとつである子ども子育て新システム関連法案が審議されているところですが、新システムは児童福祉法第24条の保育実施義務を削除し、市町村の責任を後退させるものでしかありません。小宮山洋子厚生労働大臣は、保育の質の確保は国が基準を決め、市町村が条例を定めると、自治体任せの姿勢を示しました。そこで、仁木町がどのような子育て政策を持っているのかお聞きします。はじめに、行財政改革で減額されていた子育て支援推進事業の中で、今年度より元に戻した内容をお聞きします。次に、0歳児から就学前までの人数と保育所に行っている児童、幼稚園に行っている園児の人数はどうなっているのかお聞きします。3番目にすすく広場の対象者と役割についてお聞きします。安心して子育てできるまちづくりのために、今後どのような考えや計画があるのか、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、『地域の保育所のあり方』についての質問にお答えをいたします。

1点目の「行財政改革で減額されていた子育て支援推進事業の中で、今年度より元に戻した内容について」であります。平成20年度から平成23年度までの4年間、仁木町行財政構造改革プランによりまして、子育て支援推進事業の保育奨励金の支給率を改定し、関係者皆様にご協力をいただき、減額してまいりましたが、プランの終了により平成24年4月分からは子育て支援のため、奨励金の額を改定前に戻すことといたしました。支給の対象と割合につきましては、母子父子世帯の第1子は保育料の1/3から1/2、母子父子世帯の第2子以上は保育料の1/2から全額へ、母子父子世帯に関わらず同時に2人以上入所させている

同一世帯の第2子は保育料の1/3から1/2、母子父子世帯に関わらず同時に2人以上入所させている同一世帯の第3子以上は保育料の1/2から全額へ改定を行い、子育て支援のため奨励金を支給しております。

2点目の「0歳児から就学前までの人数と保育所に行っている児童、幼稚園に行っている園児」について申し上げます。現在、仁木町での0歳児から就学前までの人数につきましては132名、これは平成24年3月31日現在であります。町内の保育所、保育園に通っている児童数につきましては、平成24年6月12日現在64名、余市町内の3か所の幼稚園に通っている園児は23名であります。

3点目の「すくすく広場の対象者と役割」についてであります。対象者につきましては、保育所や幼稚園の集団保育を受けていない乳幼児と、その親であります。役割につきましては、孤立した育児を防ぎ、身近に子育てについての情報を共有し合える仲間をつくることで交流を図り、情報交換し、育児へのストレスや不安、悩みの軽減、虐待等を予防し、親子が心身ともに健康な状態で生活できるように支援することです。現在は38組の親子が対象であり、6組から7組ほどの親子が毎週火曜日午前10時から12時まで、保健センターにおいて玩具を使っての自由遊びと、夏期で天候の良いときはプール遊び、水遊び、近くの芝生での外遊びや、ボランティアの方による読み聞かせ等を行っております。また、保健師と嘱託職員が安全に遊べるよう配慮し、育児全般についての相談、助言も行っております。

最後に「安心して子育てできるまちづくりのために、今後どのような考えや計画があるのか」について、お答えをいたします。現在、母子栄養食品の支給、母親学級、離乳食教室、各種乳幼児健診、ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチンをはじめとした各種予防接種や健診体制と事後支援、予防体制の充実を図るとともに、幼児家庭全戸訪問事業など個別による保健師、栄養士による助言、相談活動、乳幼児及びひとり親家庭等の医療費の助成、チャイルドシート助成のほか、保育奨励金の支給、保護者同士の交流の場の提供や児童はぐくみ相談室の設置などを実施しているところではありますが、きめ細かな子育て支援サービスの提供を図るため、民生委員児童委員、各町内会から選出されている福祉推進員などの声かけ訪問やそのための研修等を実施してまいります。また、第5期仁木町総合計画に掲げている身近なところで気軽に子育ての相談ができる地域子育て相談窓口の設置検討や、必要とするニーズの把握に努めてまいります。以上でございます。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）この第2点目でありますけれども、私はこれまで2回、幼稚園就園奨励制度を作ってほしいと要望してまいりました。14年前には2、3人のお母さん方でした。4年前には12名ほどでしたが、町長も教育長も補助制度を導入することにより、幼稚園への入園者が増え、入所児童の減少で保育所運営も厳しさを増すので、補助制度を見送るという答弁でした。あれから4年、補助制度をつくらぬのに幼稚園に行く子は倍に増えているのではありませんか。にき保育園の運営に関して危機的状況じゃないんでしょうか。にき保育園には何名、今通っていますか。今年度より子育て支援推進事業が元に戻りましたが、保育料が高いと感じている所得税4万円前後の人たちには何の恩恵もありません。行財政改革プランでは、保育料の見直しということで10%軽減措置の廃止がありましたが、これは元に戻らないのでしょうか。親の中には保育料が高いからという人もいますが、お母さん方が働いていなくても、幼稚園には通わせたいと思っているお母さんも増えているんです。時代に合った子育ても考えなくてはなりません。幼保一元化も特区でやっている町村が増えてきました。誰もが地元で幼稚園があれば入れたいんです。すくすく広場で赤ちゃん同士が仲良くなっても、隣の町の幼稚園に通わせて、またせっかく仲良くなっても、

地元の小学校に通う、こういうことではなく、地元で子育てをしてほしいんです。幼稚園教育をどう考えているのでしょうか。幼稚園就励制度を作ってもらえないのか。今一度、お聞きいたします。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）私の考え方としてはですね、当時と一向に考え方の変更はございません。といいますのは、仁木の保育所こういったものですね、幼稚園に奨励金を出すことによって、大勢の方が行ってしまいますと保育所そのものの運営が現実には厳しくなるわけでありまして。政府は、全閣僚出席による少子化社会対策会議におきまして、平成15年度を中途に総合子ども園、これは幼保一体としたものにしたいという、ただ、これにつきましても、現在、多少国の方のブレはあるようでありまして、そういう方向が定まりましたら、私もその方向で対応してまいりたいと思っておりますが、現段階においては、就園に対する補助金については、一向に考え方は変わっておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（水田 正）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）先程の仁木町内の保育園又へき地保育所に通っている児童数でございますが、にき保育園につきましては現在36名、大江へき地保育所につきましては15名、銀山へき地保育所につきましては13名ということで、64名。これは6月10日現在で調べての人数でございます。以上です。

○議長（水田 正）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）10%の軽減措置の部分で言っていると思っておりますけれども、10%の軽減措置は、平成18年度民営化をするときに10%保育料を下げさせていただきます。すべて10%削減をしたところですが、行革プランを行うということで、これは元に戻しております。ですから、20年度から、18年度、19年度2年間の措置で、20年度からは元の保育料の基準に戻したという部分でございます。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）今、にき保育園が36名で、幼稚園に、余市の幼稚園に通っているのが23名と、1/2が町内から出ているんですね。それで、町長の考えは今までと変わらないっておっしゃいましたけれども、そうしたら保育所の努力というものは、仁木の町で子育てをしてほしいという何らかの政策がなければ、どんどんと余市に流れていくばかりではないのでしょうか。やはり、自分の町で子どもたちが育ててほしいという、小さな町では、やはり幼保一元化の特区をとって、本当にこの町で子どもたちを育てていくという方向性が見えるんですけれども、ただ、この就園奨励制度をつくらないだけで、保育所には戻ってこないんですね、その子どもたちは。やはり、この10%も民営化にするときだけの2年間の措置だと言いますが、こういう保育料の見直しとか、そういうのも仁木の町として考えていかなければ、子どもたちはただ幼稚園バスが迎えに来るから入れているという人もいますけれども、子どもが長い間バスに乗って遠くの幼稚園まで通わなければならないということは、本当に過酷なことだと私は思うんです。幼稚園就励制度では、2006年度からは町民税所得割額18万3000円以下の世帯も対象になって、本当に多くの児童が通いやすい制度にどんどんなっているんですね。教育の機会均等法が守られ、親の経済的な事情によって子どもの受ける教育が左右されないことがないように、この制度をぜひ制定してほしいと私は思います。本来なら仁木町の子どもたちを仁木町で育てる。そのためには、保育所のあり方をもっと検討するべきではないでしょうか。何も方策がなくて、その制度を将来、幼稚園の制度を導入しないというやり方では、仁木町の子どもたちがかわいそう過ぎます。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）上村議員にちょっとお聞きしたいことがあります。余市町、仁木町で子育ての関係で、余市町、仁木町より超えているものありますか。何かあったら言ってください。それから私答えます。何かすべて余市町の方に行ってしまうような言い方ですけども、仁木町より、余市町がここで超えているというものがあつたら、1つでも、2つでもちょっと教えてください。

○7番（上村智恵子）良いんでしょうか。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）私は、この幼稚園が、うちより超えているんです。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）そういう言い方で、私は受けとめなかったです。なぜかと言いますと、皆、余市町の方に行ってしまうと。幼稚園に行くという理由は、じゃあ、どうして幼稚園に行くと思います。どうして幼稚園に行くか理由をちょっと教えてください。

○7番（上村智恵子）良いんでしょうか。

○議長（水田 正）良いですよ。

[「逆質問できるのか」と発言する者あり]

○議長（水田 正）良いんです。何もそれは。上村君。

[「逆質問できるのか」、「どうして行くのか聞いているだけ」と発言する者あり]

○議長（水田 正）逆質問という意味ではないから。

[「どうして行くのかと聞いているだけ」、「それが質問ではないのか」と発言する者あり]

○議長（水田 正）暫時休憩します。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時36分

○議長（水田 正）それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第7『一般質問』の議題を続けます。上村議員の発言を許します。上村君。

○7番（上村智恵子）私は、仁木町のすくすく広場にしろ、いろんな政策にしろ、それはすべて余市町より超えていると思います。ただ、この幼稚園が4年前より倍に増えて、今いる保育所の人数の半分も町外に行ってしまうということに対して、何らかの政策を考えなければ、どんどんと幼稚園の方に行ってしまうのではないかという危惧です。もっともっと仁木町の子どもたちに継続して、幼稚園制度できなければ、もっと保育所の中身を変えてほしい、幼稚園に近づけるような政策を、今はいくらでも特区を取ったり、特区を取らないまでも中身を変えていく制度が作れると思うからこそ言っているのであって、私は、この町長の質問は何に対してということですから、その幼稚園ということに対して、私が危惧しているということです。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）私にはどうも上村議員の言っていることがですね、理解できません。なぜかという、冒頭、就園奨励金、これを出すべきでないかということでしたよね。幼稚園に行く人に対して、補助制度を設けてはどうですかということですよ。ということは、幼稚園に行く人たち、これから余市に仮に行く人たちがどんどん増えてもですね、そういう制度の中できちんと支えてやってほしいと、一方では言っ

ているにも関わらずですね、今幼稚園に23名も行っているんだから、この対策を仁木保育所の中身を変えて何とかしなさいと。何か言っていることがもし違ったら、言ってくださいね。でも、冒頭は幼稚園に行く人に補助制度を設けないのかという質問でしたよね。そういう質問。

今聞いていると幼稚園に行っている人たちを引き戻すために、町としてもっと仁木の保育所の中身を変えてはどうですかというふうに私は受けとめましたけども、もし違っていたら言っていただきたいと思います。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）町長が、その制度を作らないと言うから、そうしたらもっと保育所の制度を変えてほしいということ言っているんです。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）上村議員、長く議員をされていますから、制度というものは十分熟知されていると思いますから、深くは申し上げませんが、やはり国から保育所の運営としてお金をいただいている、そういう支えがあって仁木の保育所が運営されているわけでありますから、本当に力のある町で、何もどこにも頼らなくてですね、すべてのことが町長の考えでできるという町村であれば、そういう一歩、二歩踏み込んだ取り組みが当然できると思いますが、私どもの町は残念ながらそういう状況にありませんので、国のきちんとした制度に従って、ただ、一方では議員ご承知のとおり、役場が直営でやっていた部分と今の委託している部分では、私は運動会とか行ってですね、相当カリキュラム、メニューにすごい前進といいますか、やはり民間のお力というのは、ある面では次から次新しいものを取り入れていって、子どもたちのリズム感の関係ですとか、いろんな面で研究しているなという深い印象を持っております。保育所の民営化、委託を出したときはですね、私は反対署名ももらいましたし、町長何やっているんだと、本来は行政で行う業種なのにといいことで、いろんな方からいろんなご意見を賜りましたけども、あれ以降、保育所になって良かったという声は聞こえますが、民営化して悪かったという声は、私はたった1回聞きました。服装の関係でちょっと保護者の方から苦情の電話が1本あっただけで、それ以外は、ここ何年間、良かったという声は聞こえても、悪かったということがなかったということは、私は英断を持ってですね、当時の直営を今の方法に変えて良かったなと思っております。

また、子どもの関係についてはですね、私も上村議員も考え方は、ある面では一緒だと思います。仁木町の子どもをきちんと育てていかなければならない。そのために、何とか行政と議会の皆さん、そして町民の皆さんと一体となってですね、これから進めて行こうと、行きたいという思いは一緒でありますので、多少言葉で荒い部分もありましたけれども、私としては、上村議員と同様にですね、これからも子育てについては本当に前向きに、宝として育てていきたいと、その施策を講じていきたいと思っておりますので、言葉の部分では申し訳ない部分ありましたけども、思いは一緒でありますので、これからもよろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）上村君、よろしいですね。

○7番（上村智恵子）以上で終わります。

○議長（水田 正）それでは、暫時休憩します。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前11時00分

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。
日程第7『一般質問』を終わります。

日程第8 議案第1号 平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）

○議長（水田 正）日程第8、議案第1号『平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第1号でございます。

『平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』。平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ2507万7000円を追加いたしまして、予算の総額を32億7954万2000円とするものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表で表しているというものでございます。平成24年6月20日提出、仁木町長 三浦敏幸。

なお、詳細につきましては、岩佐財政課長より説明を申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第1号『平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。14款、国庫支出金から20款、諸収入まで、それぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計2507万7000円を追加し、補正後の歳入合計額を32億7954万7000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。2款、総務費から10款、教育費まで、それぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計2507万7000円を追加し、補正後の歳出合計額を32億7954万7000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳といたしましては、国庫支出金2025万1000円の増、その他財源18万4000円の増、一般財源464万2000円の増となっております。

次に5ページ、歳入でございます。14款、国庫支出金、3項、委託金、1目、総務費委託金、2節、戸籍住民登録費委託金につきましては、国からの交付決定額に基づき、28万7000円を追加するものでございます。

次に、6ページでございます。15款、道支出金、2項、道補助金、2目、民生費補助金、地域支え合い体制づくり事業補助金につきましては、事業採択見込みにより、新たに845万6000円を追加するものでございます。3目、衛生費補助金、妊婦健康診査補助金につきましては、平成24年度末まで延長になったことから新たに100万8000円を追加してございます。4目、農林水産業費補助金、北海道青年就農給付金事

業補助金につきましても、新規就農総合支援事業の一環として本年度創設された事業でございます、1人あたり150万円、7人分の1050万円の補助金を新たに追加してございます。

次に、7ページでございます。18款．繰入金、1項．基金繰入金、1目．財政調整基金繰入金につきましては、1410万6000円を減額いたしまして、補正後予算額を12万円とするものでございます。

次に、8ページでございます。19款．1項．1目．繰越金につきましては、前年度繰越金の額の確定により1874万8000円を追加するものでございます。

次に、9ページでございます。20款．諸収入、5項．4目．雑入18万4000円につきましては、臨時職員の採用増等による社会保険料の追加でございます。

続きまして、11ページ、歳出でございます。2款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費82万9000円につきましては、臨時職員の採用増等による社会保険料の追加でございます。4目．財産管理費128万1000円の追加につきましては、老朽化が著しい職員住宅の解体工事請負費でございます。3項．1目．戸籍住民登録費につきましては、財源内訳の変更でございます。

次に、12ページでございます。3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費846万3000円の追加につきましては、歳入とほぼ同額の補正となってございまして、内容といたしましては、地域支え合い体制づくり事業に係る臨時職員2名分の賃金186万8000円、報償費4万5000円、救急医療情報キット購入費等の需用費121万9000円、13ページにまいりまして、役務費3万円、使用料及び賃借料34万5000円、14ページにまいりまして、要援護者支援システム購入に係る備品購入費495万6000円でございます。

次に、15ページでございます。4款．衛生費、1項．保健衛生費、1目．保健衛生総務費204万6000円につきましては、国保特会繰出金の追加でございます。4目．環境衛生費103万4000円につきましては、北後志衛生施設組合への平成23年度負担金精算分の追加でございます。5目．上水道費、簡水特会繰出金430万6000円の減額につきましては、簡水特会の前年度繰越金の増等に伴う繰出金の減でございます。

次に、16ページでございます。6款．農林水産業費、1項．農業費、3目．農業振興費1247万2000円につきましては、平成24年の大雪に対する融雪促進等特別対策事業補助金が197万1000円、それと青年就農給付金につきましては、歳入でご説明申し上げましたとおり1人あたり150万円、7人分の1050万円の給付金を新たに追加してございます。7目．農用地再編開発事業費110万5000円につきましては、フルーツパークにき遊具修繕等に係る委託料33万7000円及びスチームコンベクション購入に係る備品購入費76万8000円の追加でございます。

次に、17ページでございます。8款．土木費、4項．住宅費、1目．住宅管理費497万7000円につきましては、ふれあい39及び日の出27の駐車場増設工事請負費の追加でございます。

次に、18ページでございます。9款．1項．消防費、3目．災害対策費29万4000円の追加につきましては、町独自の防災訓練及び原子力防災訓練に係るそれぞれの経費を追加してございます。

次に、19ページでございます。10款．教育費、1項．教育総務費、2目．事務局費52万7000円の減額につきましては、嘱託職員を配置しなかったこと等による社会保険料の減額でございます。3項．中学校費、1目．学校管理費69万8000円の減額につきましては、仁木中学校の非常勤職員1名分の賃金を道の退職教員等外部人材活用事業を活用したことにより、町の持ち出しがなくなったものでございます。4項．社会教育費、1目．社会教育総務費189万2000円の減額につきましても、地域活動推進アドバイザーを配置しなかったことに伴う減額でございます。以上で説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。嶋田君。

○2番（嶋田 茂）聞き間違いかどうかわからないけれども、16ページの農業青少年就農給付金のことなんですけどね、1人105万円と言っていました。その中で、7人分で1050万円と聞こえたんですが、150万だったのが・・・。

○議長（水田 正）嶋田君、席番と名前を言ってからね。

○2番（嶋田 茂）2番、嶋田です。150万の7人分と聞いたんですけども、聞き間違いでしょうか。

○議長（水田 正）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）おっしゃるとおりですね、1人あたり150万円。7人分で1050万円ということで、ちょっと私の説明が間違っていたと思いますので、申し訳ございません。

○議長（水田 正）その他。嶋田君。

○2番（嶋田 茂）中身ですけどね、今年、そういう青年就農給付金で仁木町に7人ぐらい入ることですか。中身を教えてください。

○議長（水田 正）川北農政課長。

○農政課長（川北 享）この中身につきましては、新規で新たに入る部分と、あと親から独立する部分があります。親のところに入んですけども、新たに自分で賃貸だとか土地を購入して、自分で独立するという場合もあります。今回の7名の部分につきましては、新規、新たに町村外から新規就農で、今年でないんですけども、今年、昨年から入って来ている部分もあるんですけども、新規就農で入られた方につきましては2名分、それと親のところに入んですけども、新たに、これは農業委員会の正式な手続きを踏みまして、新たに自分で農地の賃貸だとか購入して独立するという方が5名分の計7名分となっております。以上です。

○議長（水田 正）よろしいですか。

○2番（嶋田 茂）はい。

○議長（水田 正）その他、ございませんか。住吉君。

○1番（住吉英子）1番、住吉。12ページの社会福祉総務費の需用費、そこに消耗品費の中で先程の見守り体制づくり、キットの件なんですけれど121万円とありますが、この内訳について教えていただきたいと思います。

○議長（水田 正）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）只今のご質問の需用費121万9000円の内訳でございますが、これにつきましては、今回の地域支え合い体制づくりに係ります見守り体制づくりの事業であります。これに係るコピー費用、これが約3万3453円。それから、先程ご質問に出しておりました救急医療情報キット、これが1500本、1500人分、1500個分ですね。これが400円、1個ということで、消費税込みで63万円。その他に今回の見守り体制づくりに関わる部分、また、防災に関わる部分に必要とします研修に使うものであります。パンフ、我が家の防災ステップマニュアル、これが全戸配布。それからご近所のご協力災害要請を守りましょうという支援者用のパンフ、それから自主防災の活動の手引き、こういうものも含めまして121万円という内容で計上させていただきました。以上です。

○議長（水田 正）住吉君。

○1番（住吉英子）1番、住吉。今説明いただきまして、キットの1500個分掛ける400、単価400円ということなんですが、その1個あたりの400円の内容ですね、キットの構成について教えていただきたいと思えます。

○議長（水田 正）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）実物を只今こうやってお持ちしておりますけれども、これは標準的なものでありまして、当然、これはお配りする前にですね、どういう形が良いのか、見やすくするとかですね、いろいろな工夫も入ってまいります。それで内容的には先程出ておりましたけれども、かかっている病院、病歴、それから連絡者でありますとか、緊急連絡先、内服薬でありますとか、例えば救急隊員の方が来られますので、その方に優先して伝えたい伝言であるとか、そういうものが、ご本人がはっきりとわかるように、例えば写真などがあればですね、当然この方だということわかりますので、そういうようなことも全部付け加えまして、今回の中に1つ400円ということで、これに消費税がかかりますけれども、高齢者と要援護者、この方たちの世帯分を用意しているというものであります。

○議長（水田 正）住吉君。

○1番（住吉英子）1番、住吉。いろいろな業者さんもあると思えますし、内容等もボトル1本、また、シールですとか、ドア用、また冷蔵庫ドア用のマグネット、それからその用紙ですね、それが入って350円という単価もあるそうです。1000個以上になりますと独自のデザインで、いろいろ発注、そういうデザイン料とかもかからないという、そういうところもあるそうですので、やはり救急隊の方が部屋に入って、冷蔵庫に保管ということは、これから周知徹底されると思うんですけども、より以上に素早く救急隊員の方がわかる意味でも、マグネットで冷蔵庫にここにありますがというふうに付けていただければ、なお迅速に救急活動できるのかなと思うところもあるんですけども、400円の中にですね、その部分が組み込まれる予算がちょっとでもあるのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（水田 正）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）これはあくまでも標準的なものということで見積もりをとっておりますので、当然、個数も増えてまいりますので、当然、見積もり合わせといいますか、入札といいますか、そういう中で我々が希望する内容のものを含めてですね、今言いましたように、マグネットまで必要なのかどうか、それも皆さんと検討させていただいて、どこが一番、冷蔵庫の中が安全なのか、そういうのも検討させていただいた上でですね、品物、それから外観、目立つような形で救急にわかる状態にしておくということと、また中身についてはですね、ただ単にお渡しするのではなくて、中身の説明等しっかりしたものを書く、また、今後においてはですね、当然、中身を更新されればですね、その内容でも、やはり家庭訪問しながらですね、その指導していくという形になると思えます。以上です。

○議長（水田 正）その他、ありませんか。横関君。

○8番（横関一雄）8番、横関です。まず、11ページの総務費の中で、職員住宅の解体工事ということで上がっておりますけれども、これと関連しましてですね、17ページの町営住宅駐車場整備となっております。それで、先程の説明の中でですね、職員住宅が老朽化ということで取り壊しということになっておりますけれども、たぶん、これ、私の思うところでは、駐車場もこれ一体化しているのかなというふうに思いますが、これも、これ駐車場がなく老朽化という名目の中で職員住宅を壊すのか、本当にたまたま老朽化があるんで、激しいんで、壊して駐車場にしようと思っているのか、その辺ちょっと詳しくですね、説明し

ていただきたいなと思います。

○議長（水田 正）岩井総務課長。

○総務課長（岩井秋男）予算計上してあります職員住宅につきましては、北町4丁目ふれあい39の裏手にあります職員住宅でございます、建築年数が昭和50年建築ということになってございます。築後37年が経過し、昨年度から小規模な修繕を行ってまいりました。今年度に入りましてから住宅内部の雨漏りが非常に多くなったということでございますので、職員住宅につきましては、今まで慢性的な職員住宅の不足ということがございましたが、平成24年、本年3月末をもって閉校となりました仁木商業高校の公宅をですね、今お借りできる状況になりましたので、入居者の方にはですね、ご理解いただいて、内諾をいただいたものですから、屋根の葺き替えをやるとなれば、相当な金額もかかると。そして今後もですね、それがあまり長く保つ住宅ではないと判断いたしましたので、取り壊しを行うということで考えてございます。

○議長（水田 正）よろしいですか。横関君。

○8番（横関一雄）よくわかりました。それとですね、その隣にも確か町有地の土地があったような気がして、もう1軒建ってあったと思うんですけれども、たぶん駐車場は、そこも併用して使うのかなと思うんですけれども、その2戸併せてですね、約どのぐらいの車の駐車スペースができるのか、その辺お聞かせください。

○議長（水田 正）林建設課長。

○建設課長（林 典克）ふれあい39のですね、駐車場増設の関係でありますけれども、現在ですね、28台分のですね、駐車場があります。それで25世帯の方に許可を出しております、現在のところですね、3台分のですね、来客者用の駐車スペースしかありません。それで今回ですね、ふれあい39には2台所有している方がですね、9世帯あります。それで、9世帯掛ける2台ということで、縦列駐車になりますけれども、一応18台分のですね、駐車スペースを町有地に増設する考えであります。以上であります。

○議長（水田 正）横関君。

○8番（横関一雄）18台増設ということで、大変理解するところであります。以前はですね、町道でなかったために皆さん青空駐車をされているようでしたけれども、最近、町道に認定されてから結構、反則金を取られた方も出たような話を聞いておりますので、ちょうど良かったんじゃないかなというふうに思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

それとですね、もう1点、お聞きします。16ページの農林水産業というところで、ちょっとお聞きいたします。これ、フルーツパークについてですね、管理委託料、公園管理運営経費として33万7000円、この76万8000円というのは、たぶん厨房のことかなと思うんですけれども、ちょっと伺っているところによりますとですね、フルーツパークの遊具は破損しており、今現在、遊具の使用をですね、止めておるということで、あそこに行きますと、黄色いテープがあって、すべての遊具ですね、下の駐車場から上がって行ったところの遊具がですね、すべて黄色いテープで使用禁止になっております。その中でですね、ちょっと伺っているところによりますと、今回、全面にその遊具を直すのではなくて、一部を直すというような話を伺っておりますけれども、その一部直した結果ですね、全体の遊具が使用できるのかできないのか。その辺ちょっと教えてください。

○議長（水田 正）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今の質問について、お答えしたいと思います。指定管理者であります仁木町観

光協会の方から遊具の点検を実施した旨、更に修繕をしていただきたい旨の協議が上がってきておりました。現在ですね、鋼製、いわゆる鋼用の遊具と木製の遊具がフルーツパークにき内の屋外広場の方に設置しております。木製のコンビネーションの部分については、今回修繕ということで上がってきておりましたが、中身についてですね、木製のコンビネーションのネット及びロープ部分の修繕については、多額の費用がかかるというようなこともございまして、事前に指定管理者と協議した上で、その部分については、安全確保の面からですね、当分の間、使用禁止としているという報告を受けているところでございます。それにつきましては、今申し上げましたとおり、遊具の今後のですね、あり方を検討するというところで、保守の考慮だとか、あるいは遊具そのものがですね、現在入っているものが外国製ということもございまして、部品ですね、調達等で多額の費用がかかるということもございまして、今後において検討していくということで、指定管理者と協議を進める予定でございまして、それで、今回計上した部分については、当面、早急に補修を要する報告があったもの、更には至急修繕、取り替えが必要であると判断されたものについて、今定例会におきまして、補正予算として計上しているところでございます。説明は以上でございます。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（水田 正）横関君、これで4回目になるんでね、まとめてひとつお願いしたいと思います。

○8番（横関一雄）今、課長の説明でわかるんです。それでですね、あそこすべての遊具を取り替えると約117万円ちょっと、今、提出されてのが約23万ぐらいですか。私の掴んでいるところは、そのぐらいの予算なんですけども、確かに外国製の素晴らしい遊具を使っているということで、大変、補助事業でやったんでよろしいのかなと思うんですけども、やはり後のですね、管理を考えると別にその辺高いものを使わなくてもですね、日本製のものでも十分遊べる遊具ができるんじゃないかなというふうに考えるところなんですよね。それでこう見ていくとですね、確かにロープ関係、4つくらいですね、使わないというところですね、確かに、現場行って見させていただきました。確かにですね、このロープ自体はそうでもないんですよ。それを覆っている、その何と言うんですか、被覆をしているそういうものが非常に損傷している。そういうわけなんで、私もそれをなんとか、被覆しているものをですね、切って、ロープ自体にできないのかなということで話したんですけども、元々その被覆をしているものであるから、それをはがして使ったときに何かがあったら困るということで、それはできないんですよというような説明をいただいております。そういった中でですね、やはりあそこにある遊具はすぐ隣同士接近しているわけですよ。そして、あそこに来るのはやはり小さな子どもで、その遊具を楽しみにして来ている子どもたちが多いと思うんですよね。それを片一方だけ修復して、片一方止めるというのはいかがかなと。非常にそういうふうに思うし、やはりよそから来たお客さんに対してもですね、仁木町の公園って何なのかというふうには、私は取られかねないんでないかなというふうに思うんです。そういった中でね、大変、予算に対してもですね、私は厳しいものは、たぶんあると思うんですよ。今、フルーツパークに対しては、かなりその老朽化というか、その欠陥があちこち出てきているのが、その都度見られてきて、大変経費もかかるんじゃないかなと思うんですけども、やはりその辺はですね、行政としてやはりその壊れたもの、欠陥ができたものは、やはり敏速にですね、直していかないと、非常に来客に対しても不愉快な思いをさせるし、仁木町というものが問われるんじゃないかなというふうな懸念はするんですよね。もうちょっと時間かかるかもしれませんが、この辺もちょっと煮詰めた中ですね、すべての遊具が使われるような、経費の

持ち出しをもうちょっと課長の頭ですね、考えて、上の方をお願いしてみたいかなと思うんで、その辺焦ってですね、片手落ちのないような、その遊具の使用できるようなことをですね、やっていただきたいなというふうに思います。

○議長（水田 正）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）所管課の方ではいろいろと検討して上げてきた部分だと思いますけれども、あの部分は道営事業で作っておりますので、北海道でそういう施設を作った部分、町の意見が入ってないという部分で外国製が入ってきたというふうには理解してございます。ただ、横関議員言われますとおり、片方の遊具は直して、片方は使わないのはどういうことだということもございまして、やはり町として行政の運営上、不適切な部分があるかなと思いますので、今言われた部分も含めまして、そのものが必要かどうかも含めましてですね、早急に検討させていただきたい。この部分では、私の方から町長には上げてございませぬので、町長はわからない部分でございまして。事務方の方でこういう部分で今、今回予算を上げさせていただきましたけれども、十分に今のご意見を踏まえて検討させていただきたいと思います。

○議長（水田 正）それでは、その他ございませぬか。

○1番（住吉英子）議長。

○議長（水田 正）住吉さん、もう3回以上なんですよ。一般会計の予算の中で、一応3回ということになっておられるので。何かあれば、認めますけれども。

○1番（住吉英子）1番、住吉。14ページの要援護者支援システム導入事業、先程電子化されるということで答弁いただきまして、495万6000円とあります。災害時にその地域の共助、公助を支援していくシステムだと思いますけれども、このシステムの要援護者情報をですね、どのぐらいの情報を入れるシステムなのかと。

○議長（水田 正）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）只今のご質問の中身でございまして、今回の情報につきましては、紙ベースで最終的にできあがっているものですから、これは緊急時の中で配布又は普段の中での使用の部分ですね、なかなか大変な部分でございまして。当然、この調書の中には写真も付け加えられておりますので、ご本人の確認もできると。また、今回新たにシステム導入の中にですね、マップの状況も入れられる。要するに要援護者と支援者、地域支援者の方についてもですね、最終的にはこの2人が見まして、どこへ避難すればいいのか、その状況によって違うことございまして、これを見るとどの場所に、何分ぐらいでということがお互いわかるのと、それから今言いましたように、過去の病歴でありますとか、この救急キットと同じ内容でありますとか、そこには緊急連絡先でありますとか、それから持っている持病の状況、例えばかかっている薬が何であるとか、そういうようなものを全部含めてですね、ここの中に網羅されるということになってまいります。ですから、こういうものを随時電子化されまして、また病気についても、また介護度についてもですね、年々やはり変わる部分もございまして、当然この情報のデータの更新をしながら、これをそれぞれ役場の担当課が持ちまして、情報を更新しながら、その人に合った適切な現状を維持しながらですね、緊急時の際には支援者の方ですね、敏速に伝えるとともに、周りの方の援護も必要とする方については、それをやっていける、そういうような内容で作られている内容でございまして。以上です。

○議長（水田 正）その他ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）それでは、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号

平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（水田 正）日程第9、議案第2号『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第2号でございます。

『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』。平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の補正でございます。これは、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。平成24年6月20日提出、仁木町長 三浦敏幸。

なお、本件につきましても、岩佐財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（水田 正）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第2号『平成24年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款、繰入金及び5款、繰越金をそれぞれ補正いたしますが、補正後の歳入合計額は、補正前と同じ2億3320万1000円でございます。

次に2ページ、歳出でございますが、補正はございません。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、総務費から5款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、補正はございません。

次に、5ページをお開き願います。歳入でございます。4款、繰入金、1項、2目、一般会計繰入金204

万6000円につきましては、歳入不足を補う財源調整による追加でございます。

次に、6ページでございます。5款、1項、1目、繰越金204万6000円につきましては、前年度繰越金の額の確定による減額補正でございます。以上で、説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号

平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（水田 正）日程第10、議案第3号『平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第3号でございます。

『平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』。平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ15万2000円を追加いたしまして、予算の総額を9億8882万4000円とするものがございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表で表しているというものでございます。平成24年6月20日提出、仁木町長 三浦敏幸。本件につきましても、岩佐財政課長より詳細について説明を申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第3号『平成24年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金及び4款、繰越金をそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計15万2000円を追加し、補正後の歳入合計額を9億8882万4000円とするものがございます。

次に2ページ、歳出でございます。2款、施設費に15万2000円を追加いたしまして、補正後の歳出合計

額を9億8882万4000円とするものでございます。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳といたしましては、一般財源15万2000円の増となっております。

次に5ページ、歳入でございます。3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金430万6000円の減額につきましては、前年度繰越金の額の確定等に伴う減額でございます。

次に6ページ、4款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度繰越金の額の確定により445万8000円を追加するものでございます。

次に7ページ、歳出でございます。2款、1項、施設費、3目、配水管移設事業費15万2000円の追加につきましては、道道仁木赤井川線交付金工事に係る既設消火栓の移設工事請負費でございます。以上で、説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号

平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（水田 正）日程第11、議案第4号『平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第4号でございます。

『平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』。平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ22万6000円を追加いたしまして、予算の総額を6232万2000円とするものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表で表しているというものでござ

ございます。平成24年6月20日提出、仁木町長 三浦敏幸。本件につきましても、岩佐財政課長より説明を申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第4号『平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款、1項、繰越金に22万6000円を追加いたしまして、補正後の歳入合計額を6232万2000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。2款、後期高齢者医療広域連合納付金及び4款、予備費をそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に22万6000円を追加し、補正後の歳出合計額を6232万2000円とするものでございます。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳といたしましては、一般財源22万6000円の増となっております。

次に5ページ、歳入でございます。4款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度繰越金22万6000円の追加でございます。

次に7ページ、歳出でございます。2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、出納整理期間中に平成23年度の保険料収入がありましたので、後期高齢者医療広域連合への本年度納付金15万2000円を追加するものでございます。

最後に、8ページでございます。4款、1項、1目、予備費7万4000円の追加につきましては、歳入歳出予算の差額7万4000円を調整したものでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。暫時休憩します。

休 憩 午前11時42分

再 開 午後 1時00分

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第12 議案第5号**仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について**

○議長（水田 正）日程第12、議案第5号『仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第5号でございます。

『仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について』。仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和54年仁木町条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成24年6月20日提出、仁木町長 三浦敏幸。本件につきましては、門脇住民課長より詳細について説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）それでは、議案第5号『仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について』、ご説明申し上げます。

例規集におきましては、第1巻の1971ページから1976ページまででございます。

最初に、仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきましては、出入国管理及び難民認定法、通称入管法と申します。と日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法、これを入管特例法と呼びます。また、住民基本台帳法、住基法の一部を改正する法律の施行に伴い、平成24年7月9日付けで外国人登録が廃止になります。外国人住民についても住民基本台帳に登録されることとなりますので、これを一部改正するものです。今まで外国人住民につきましては、外国人登録法に基づき、外国人登録対象のため印鑑登録ができましたが、外国人登録法が廃止され、外国人住民も住民票に登録されるようになったため、外国人登録に係る条文を削除するものです。また、外国人が使用している通称、一般に通称している名前のことでありますが、について改正後の住民基本台帳法で認められることとなるため、通称による印鑑登録の条文を追加するものであります。あとは文言の整理になります。

続きまして、1ページの新旧対照表をご覧ください。新旧対照表、1ページでございます。仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の部分でございますが、右側欄にあります旧の欄の第2条第1項第1・2号に引かれたアンダーラインを削除し、改正後の第2条「印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法に基づき本町の住民基本台帳に記載されている者とする」というものに変更するものでございます。

続きまして、2ページをお開きください。2ページにおきましても、新旧対照表にございます第1項の「住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表していないもの」これが改正前でありまして、これを「住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名もしくは、通称（第30条の26第1項に規定する通称をいう）又は、氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの」というものに変更になるものです。あとにつきましては、追加の部分で、第2項の部分で改正後のアンダーライン、「又は通称」というところを付け加えております。

また、続きまして、第5項でありますけれども、「輪郭」、これを輪郭の「かく」をひらがなから漢字へ追加。また、「表わし」、この部分については、「わ」を外しまして「表し」というものに変えております。また、第2条の第3項の部分ですが、この部分を追加にしております。

続きまして、3ページをお開きください。それぞれ「抹消」、それから「住民基本台帳法」を「法」というふうに変更されております、この部分の改正。また、アンダーラインを引かれている改正前と改正後の部分についての部分を改正しております。

続きまして、4ページをお開きください。この部分につきましても、「抹消」のところを漢字に改正しております。そして最後になりますが、附則の部分につきましては、施行期日、この条例は平成24年7月9日から施行するということで、以下のとおりに追加となっております。以上でございます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第6号

仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について

○議長（水田 正）日程第13、議案第6号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第6号でございます。

『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』。仁木町手数料条例（平成12年仁木町条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成24年6月20日提出、仁木町長 三浦敏幸。本条例の一部改正案につきましても、門脇住民課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）それでは、議案第6号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』、ご説明申し上げます。

例規集におきましては、第1巻8108ページでございます。

最初に、改正の趣旨をご説明いたします。仁木町手数料条例の一部を改正することにつきましては、出入国管理及び難民認定法、入管法、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法、これは入管特例法といいます。の改正に伴い、施行日が平成24年7月9日に決定され、この日をもって外国人登録が廃止されることとなったため、関係する手数料を廃止するものです。これにより外国人登録原票記載事項証明書手数料に関する条文の削除となります。

それでは、新旧対照表の方をお開きください。新旧対照表の右側欄にあります旧、改正前の別表（第2条関係）での欄、手数料の名称と手数料額の5段目になりますが、外国人登録原票記載事項証明書手数料、1通につき300円を、外国人登録が廃止となり外国人登録原票記載事項証明書もなくなることから、仁木町手数料条例のこの欄から削除するものであります。附則につきましては、この条例は平成24年7月9日から施行となります。以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第7号

仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第15 議案第8号

仁木町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（水田 正）日程第14、議案第7号『仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』及び日程第15、議案第8号『仁木町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』以上、2件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案第7号『仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』。仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例（平成6年仁木町条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成24年6月20日提出、仁木町長 三浦敏幸。

引き続きまして、議案の第8号でございます。『仁木町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』。仁木町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年仁木町条例第37号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成24年6月20日提出、仁木町長 三浦敏幸。

議案第7号、議案第8号につきましては、担当の土井ほけん課長より詳細について説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）土井ほけん課長。

○ほけん課長（土井幸夫）議案第7号『仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』、ご説明いたします。

例規集は、第2巻の2201ページでございます。

仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法の一部を改正する法律（平成22年法律第71号）が平成23年12月10日に公布され、平成24年4月1日に施行されたことに伴い、本町乳幼児等医療費助成に関する条例におきましても、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容について申し上げます。知的障害児通園施設などの通所による施設が、児童発達支援センターに一元化されることになり、知的障害児通園施設に通所する者の措置が都道府県から市町村に変更となったことに伴う改正であります。

それでは、新旧対照表をお開き願います。右側が現行、左側が改正案であります。第3条第2号の改正につきましては、知的障害児通園施設に通所する者の措置が、都道府県から市町村に変更になったということにより、下線部分「（知的障害児通園施設に通所する者を除く）」を削除するものであります。

下段は附則の定めであります。この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するというものでございます。この改正によりまして、影響というものはございません。

続きまして、議案第8号でございます。議案第7号と同様にですね、児童福祉法の一部を改正する法律が平成24年4月1日に施行されたことに伴い、本町の重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例におきましても、所要の改正を行うものであります。知的障害児通園施設の通所による施設が、児童発達支援センターに一元化されることになり、知的障害児通園施設に通所する者の措置が、都道府県から市町村に変更となったことに伴う改正であります。

それでは、新旧対照表をお開き願います。右側が現行、左側が改正案でございます。これも、第3条第2号の改正におきまして、下線部分「（知的障害児通園施設に通所する者を除く）」を削除するものであります。

下段は附則の定めであります。この条例は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものでございます。こちらにおきましても、改正によりまして、影響というものはありません。以上で、説明を終わります。

○議長（水田 正）一括議題2件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

それでは、議案第7号『仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号『仁木町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第9号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（水田 正）日程第16、議案第9号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第9号でございます。

『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』、仁木町国民健康保険税条例（昭和33年仁木町条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成24年6月20日提出、仁木町長 三浦敏幸。本件につきましても、土井ほけん課長より説明を申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）土井ほけん課長。

○ほけん課長（土井幸夫）議案第9号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』、ご説明いたします。

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年12月14日に公布され、平成24年4月1日から施行された

ことに伴い、本町国民健康保険税条例におきましても、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、居住用財産の買い替えの特例について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、申告書に特例の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災のあった日から同日以後7年、現行3年でございますけれども、7年を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長したものであります。この改正に伴い附則を追加し、地方税法等の一部改正に対応する条項の整理を行うものであります。

それでは、新旧対照表をお開き願います。右側が現行、左側が改正案であります。改正文で、附則第15項につきましては、項を追加するもので、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の特例が3年から7年に延長になったものであります。

下段は附則の定めであります。この条例は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものでございます。

なお、この改正による国保税への影響はございません。以上で、説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第11号

平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区配水管布設工事請負契約締結について

○議長（水田 正）日程第17、議案第11号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区配水管布設工事請負契約締結について』を議題とします。

林君は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。暫時休憩します。

休 憩 午後 1時21分

再 開 午後 1時22分

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

議案第11号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区配水管布設工事請負契約締結について』の議

事を続けます。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）議案の第11号でございます。

『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区配水管布設工事請負契約締結について』。平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区配水管布設工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により議会の議決を求める。平成24年6月20日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。1、契約の相手方、和田・丸コ・林・堀川経常建設共同企業体。代表者、余市郡余市町大川町15丁目6番地1、和田建設工業株式会社 代表取締役社長・和田哲也。2、契約金額7885万5000円、うち消費税及び地方消費税分は375万5000円でございます。3、工期、自平成24年7月2日、至平成25年3月15日でございます。

なお、入札の経過等につきましては、担当の建設課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）林建設課長。

○建設課長（林 典克）議案第11号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区配水管布設工事請負契約締結』につきまして、ご説明いたします。

工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は、議会の議決に付さなければならないことから、本工事の予定価格が5000万円以上となっておりますので、今定例会に上程しております。

なお、議案第10号及び議案第12号から議案第15号までにつきましては、予定価格が5000万円以上となっておりますので、今定例会に上程しております。

お手元の配水管布設工事位置図、2ページをお開き願います。青色の線で塗られている箇所配水管を布設する工事であります。主な工事内容につきましては、道道仁木赤井川線、町道銀山1号線、町道銀山2号線及び町道銀山中央線沿いの路肩に直径100mmと150mmのダクタイル鋳鉄管888m、直径75mmと100mmの塩化ビニール管1309m、直径40mmと50mmのポリエチレン管504mを布設する工事となっております。

お手元の入札結果一覧表、2ページをお開き願います。指名業者につきましては、阿部建設株式会社、伊藤組土建株式会社、岩倉・庄木経常建設共同企業体、櫻・宮本・高橋・長内経常建設共同企業体、新太平洋・北悠・関・仁木重機経常建設共同企業体、株式会社泰進建設、田中・木田経常建設共同企業体、株式会社中山組、丸彦渡辺建設株式会社、和田・丸コ・林・堀川経常建設共同企業体の5経常建設共同企業体と単体業者5社の計10社を指名いたしまして、6月18日、午前10時10分から入札を執行しております。入札結果につきましては、第1回目の入札において、和田・丸コ・林・堀川経常建設共同企業体が落札しております。落札金額につきましては7510万円でありまして、この金額は予定価格7901万円に対しまして95.05%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては、7885万5000円であります。以上で、説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区配水管布設工事請負契約締結について』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区配水管布設工事請負契約締結について』は、原案のとおり可決されました。暫時休憩します。

休 憩 午後 1時28分

再 開 午後 1時29分

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第18 議案第10号

平成24年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区配水管布設工事請負契約締結について

日程第19 議案第12号

平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内送配水管布設工事請負契約締結について

日程第20 議案第13号

平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内配水池築造工事請負契約締結について

日程第21 議案第14号

平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内浄水場ほか機械設備工事請負契約締結について

日程第22 議案第15号

平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内浄水場ほか電気計装設備工事請負契約締結について

○議長（水田 正）日程第18、議案第10号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区配水管布設工事請負契約締結について』、日程第19、議案第12号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内送配水管布設工事請負契約締結について』ないし、日程第22、議案第15号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内浄水場ほか電気計装設備工事請負契約締結について』、以上5件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第10号から提案説明を申し上げます。

『平成24年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区配水管布設工事請負契約締結について』。平成24年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区配水管布設工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により議会の議決を求めます。平成24年6月20日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。1、契約の相手方、新太平洋・北悠・関・仁木重機経常建設共同企業体。代表者、札幌市中央区南1条東1丁目2番地1、新太平洋建設株式会社代表取締役・飛田周二。2、契約金額9345

万円、うち消費税及び地方消費税分は445万円でございます。3、工期、自平成24年7月2日、至平成25年2月15日でございます。

引き続きまして、議案の第12号を説明申し上げます。『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内送配水管布設工事請負契約締結について』。平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内送配水管布設工事請負契約を次のとおり締結したいので、以降につきましては、議案第10号と同様に地方自治法から始まって議会の議決を求めるという同様の内容でありますので割愛をさせていただきます。平成24年6月20日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。1、契約の相手方、櫻・宮本・高橋・長内経常建設共同企業体。代表者、虻田郡京極町字京極568番地、株式会社櫻組代表取締役・櫻 貢。2、契約金額1億269万円、うち消費税及び地方消費税分としては489万円でございます。3、工期、工期につきましては、議案第10号と別で、24年7月2日から至平成25年3月15日までとなっております。

引き続きまして、議案の第13号でございます。『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内配水池築造工事請負契約締結について』。平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内配水池築造工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法からはすべての議案と同様でございますので割愛をさせていただきます。平成24年6月20日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。1、契約の相手方、余市郡余市町大川町11丁目40番地、赤石建設株式会社代表取締役・赤石達也。2、契約金額5355万円、うち消費税及び地方消費税分は255万円でございます。3、工期であります、自平成24年7月2日から至平成25年3月15日までとなっております。

引き続きまして、議案の第14号でございます。『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内浄水場ほか機械設備工事請負契約締結について』。平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内浄水場ほか機械設備工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法というところからは同様でございますので割愛させていただきます。平成24年6月20日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。1、契約の相手方、札幌市東区北7条東5丁目8番37、オルガノ北海道株式会社代表取締役・塩見正樹。2、契約金額1億2075万円、うち消費税及び地方消費税分といたしましては575万円でございます。3、工期であります、平成24年7月2日から平成25年3月15日まででございます。

引き続きまして、議案の第15号でございます。『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内浄水場ほか電気計装設備工事請負契約締結について』。平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内浄水場ほか電気計装設備工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法からは同様でございますので割愛させていただきます。平成24年6月20日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。1、契約の相手方、道富士・木村電気経常建設共同企業体。代表者、札幌市中央区大通東7丁目1番118、北海道富士電機株式会社取締役社長・大貝新一。2、契約金額1億6653万円、うち消費税額消費税及び地方消費税分といたしましては793万円でございます。工期といたしましては、平成24年7月2日から平成25年3月15日でございます。なお、詳細につきましては、担当の林課長から説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）林建設課長。

○建設課長（林 典克）議案第10号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区配水管布設工事請負契約締結』につきまして、ご説明いたします。

お手元の配水管布設工事位置図、1ページをお開き願います。青色の線で塗られている箇所配水管を

布設する工事であります。主な工事内容につきましては、国道5号の西町1丁目仁木消防署地先から西町11丁目中村地先の歩道内に直径150mmのダクタイル鋳鉄管1801mを布設する工事となっております。

お手元の入札結果一覧表、1ページをお開き願います。指名業者につきましては、議案第11号でご説明いたしました5経常建設共同企業体と単体業者5社の計10社を指名して、6月18日、午前10時から入札を執行しております。

入札結果につきましては、第1回目の入札において、新太平洋・北悠・関・仁木重機経常建設共同企業体が落札をしております。落札金額につきましては8900万円でありまして、この金額は予定価格9322万円に対しまして95.47%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては、9345万円です。

続きまして、議案第12号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内送配水管布設工事請負契約締結』につきまして、ご説明いたします。

お手元の配水管布設工事位置図、3ページをお開き願います。青色の線で塗られている箇所に送配水管を布設する工事であります。主な工事内容につきましては、道道仁木赤井川線、町道上尾根内線及び町道尾根内裏線沿いの路肩に直径75mmから150mmのダクタイル鋳鉄管2643m、直径40mmと50mmのポリエチレン管1307mを布設する工事となっております。

お手元の入札結果一覧表、3ページをお開き願います。指名業者につきましては、議案第11号でご説明いたしました5経常建設共同企業体と単体業者5社の計10社を指名して、6月18日、午前10時20分から入札を執行しております。入札結果につきましては、第1回の入札において、櫻・宮本・高橋・長内経常建設共同企業体が落札をしております。落札金額につきましては9780万円でありまして、この金額は予定価格1億450万円に対しまして93.59%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては、1億269万円です。

続きまして、議案第13号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内配水池築造工事請負契約締結』につきまして、ご説明いたします。

お手元の銀山地区水道施設位置図、1ページをお開き願います。緑色の丸が塗られている箇所に配水池を築造する工事であります。主な工事内容につきましては、鉄筋コンクリート造り、地上1階地下2階建て、延べ面積147㎡でありまして、配水池容量は170㎡の築造工事であります。

お手元の入札結果一覧表、4ページをお開き願います。指名業者につきましては、赤石建設株式会社、株式会社中山組、中山建設株式会社、株式会社福津組、株式会社松村組、和田建設工業株式会社の単体業者6社を指名して、6月18日、午前10時30分から入札を執行しております。入札結果につきましては、第2回目の入札において、赤石建設株式会社が落札をしております。落札金額につきましては5100万円でありまして、この金額は予定価格5163万円に対しまして98.78%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては5355万円です。

続きまして、議案第14号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内浄水場ほか機械設備工事請負契約締結』につきまして、ご説明いたします。

お手元の銀山地区水道施設位置図、1ページをお開き願います。左側から銀山浄水場、銀山中継ポンプ場、尾根内浄水場及び尾根内配水池の位置を示しております。主な工事内容につきましては、銀山浄水場については、濁度計設置工事。銀山中継ポンプ場と尾根内配水池につきましては、配水ポンプ及び圧力タ

ンク設置工事。尾根内浄水場につきましては、膜モジュール及び送水ポンプ設置工事となっております。

お手元の入札結果一覧表、5ページをお開き願います。指名業者につきましては、磯村豊水機工株式会社札幌支店、オルガノ北海道株式会社、新栄クリエイト株式会社、株式会社神鋼環境ソリューション北海道支店、株式会社日立プラントテクノロジー北海道支社、メタウォーター株式会社北海道営業所の単体業者6社を指名しておりましたが、株式会社神鋼環境ソリューション北海道支店より6月10日付けで、また、株式会社日立プラントテクノロジー北海道支社より6月14日付けで入札辞退の申し出があったため、4社により、6月18日、午前10時40分から入札を執行しております。入札結果につきましては、第1回目の入札において、オルガノ北海道株式会社が落札しております。落札金額につきましては1億1500万円でありまして、この金額は予定価格1億4539万円に対しまして79.1%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては1億2075万円であります。

続きまして、議案第15号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内浄水場ほか電気計装設備工事請負契約締結』につきまして、ご説明いたします。

本工事につきましては、銀山地区尾根内浄水場ほか機械設備工事の入札執行延期に伴いまして、入札執行を延期しておりました。主な工事内容につきましては、お手元の銀山地区水道施設位置図に示しております銀山浄水場、銀山中継ポンプ場、尾根内浄水場及び尾根内配水池の各施設の稼働状況の監視用装置の設置工事であります。また、尾根内浄水場内に非常用発電機及び動力計装盤を設置する工事となっております。

お手元の入札結果一覧表、6ページをお開き願います。指名業者につきましては、新栄クリエイト株式会社、道富士・木村電気経常建設共同企業体、株式会社日成電気、株式会社日立製作所北海道支社、北海道三菱電機販売株式会社、美和電気工業株式会社札幌支店、株式会社明電舎北海道支店の1経常建設共同企業体と単体業者6社の7社を指名しておりましたが、株式会社明電舎北海道支店につきましては、使用人が談合の容疑で逮捕されたことにより、5月1日付けで指名の取り消しをしております。また、株式会社日立製作所北海道支社より6月8日付けで入札辞退の申し出があったため、5社により6月18日、午前10時50分から入札を執行しております。入札結果につきましては、第1回目の入札において、道富士・木村電気経常建設共同企業体が落札をしております。落札金額につきましては1億5860万円でありまして、この金額は予定価格1億6678万円に対しまして95.1%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては1億6653万円であります。以上で説明を終わります。

○議長（水田 正）一括議題5件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。横関君。

○8番（横関一雄）8番、横関です。一括ということで、ちょっとお聞きします。まず、このたびのこの関連のですね、入札について、北海道新聞の記事にも出ましたその談合の問題で、当初のですね、予定されておりました入札日を延期されたというようなことをお聞きしたけれども、その入札案件のですね、入札につきまして、再度これ行ったようでございますけれども、当初の業者とたぶん変わっているのか、ちょっと私もわからないんですけども、そういった中ですね、その後新聞報道に載ったような事実関係をうちの町としてですね、調査をして、この結果、この入札にたぶん行ったと思うんですけども、その結果というものはきちんと把握しているのかどうかということ、ちょっとこの議会で報告していただきたいと、それが1点です。

それとですね、どうも随分この14号にしても、15号にしても、その業者、指名業者のですね、辞退というのが目立っております。これは選考委員会にかけましてですね、慎重審議をかけて、行った業者が辞退するということは、最初から指名にあたって無理があったんじゃないかなと思うんですけども、その辺いかなものか、その1点と、3点目ですね、最後の議案第15号の株式会社明電舎の北海道支店のですね、指名取り消し通知、以前こういう指名取り消しがあった場合ですね、本州の方であれば北海道の仕事関係には問題ないような発言がですね、うちの町でもしておりますけれども、この指名取消、指名停止ですね、先程課長の方から説明ありましたが、何だか談合に関連しているような説明がありましたけれども、その辺もちょっと詳しくですね、報告していただきたいと、そのように思います。

○議長（水田 正）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）私の方から談合の部分でのお話でございます。談合のありました部分は、議案の第14号関係でございまして、浄水場ほか機械設備工事の部分でございます。これに関しましては、先の臨時議会5月29日の行政報告で報告申し上げております。指名業者全員からその内容について聞きましたところ、すべてそのようなことはないということでの報告でございました。そのようなことをご理解いただきたい。その他の分につきましては、林建設課長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（水田 正）林建設課長。

○建設課長（林 典克）まずですね、入札辞退の関係でありますけれども、選考委員会の中ではですね、実績等、あと指名願が町に提出されていること、営業に来ていることということでありまして、私どもはあくまでも営業に来ているということは、指名してもですね、入札に参加する意思があるということで指名しております。それで、各社からですね、辞退届が来ていますけれども、その理由はですね、都合により入札を辞退するというものでありまして、その内容まではですね、担当としては把握しておりません。

それとあともう1点ですけども、明電舎の関係はですね、先程ですね、副町長の方でご説明したとおりですね、一応、談合がですね、使用人ということで静岡県でですね、営業所の所長だった方がですね、談合したということでありまして、それで逮捕された。その方が今ですね、札幌の営業所の課長になっているということでありまして、それも考えまして、うちの方でですね、仁木町建設工事等入札参加資格指名停止事務処理の要領がありまして、それに照らし合わせてですね、今回2か月ですね、指名停止を行ったところであります。以上であります。

○議長（水田 正）横関君。

○8番（横関一雄）すみません、もう1点だけ聞かせてください。議案第14号の入札につきましてですね、最初に談合の情報があったということで、事情聴取をして、ないということでありました。その結果ですね、最初の指名業者と2回目の指名業者と、その業者の入れ替わりはあったんですか。それとも、1回目のままのところで行っているのか、その点お願いします。

○議長（水田 正）林建設課長。

○建設課長（林 典克）最初ですね、指名案内をしまして業者がですね、4社ばかり辞退しまして、それで、その中で談合の話がありまして、報道がありまして、事情聴取を行いまして、再度指名した場合ですね、参加しますかということで問い合わせしたところ、辞退された業者はですね、参加はしないということでありましたので、新たに指名をですね、中止しまして、新たな選考委員会を開きまして、残りの磯村豊水機工とオルガノ北海道だけがですね、参加の意思がありましたので、それら業者をですね、踏まえ

た中で新たにですね、業者を選定した、6社を選考した・・・。

○議長（水田 正）説明できますか。

○町長（三浦敏幸）申し訳ありません。暫時休憩をお願いします。

○議長（水田 正）暫時休憩します。

休 憩 午後 1時53分

再 開 午後 1時55分

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

只今、横関議員の質問に対して、答弁が残っておりますので、林建設課長から答弁をお願いいたします。

○建設課長（林 典克）前回中止をいたしました業者ですけれども、工事ですけれども、6社選考しております。株式会社石垣北海道支店、あと磯村豊水機工株式会社札幌支店、これは今回も入っております。オルガノ北海道株式会社、この業者も今回指名に入っております。株式会社クボタ北海道支店、水ing株式会社北海道支店、前澤工業株式会社北海道支店の4社がですね、辞退をしたということであります。それとその代わりに、それとあとは新たにですね、指名した業者が新栄クリエイティブ株式会社、株式会社神鋼環境ソリューション北海道支店、株式会社日立プラントテクノロジー北海道支店、メタウォーター株式会社北海道営業所であります。以上であります。

○議長（水田 正）その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）それでは、「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

それでは、議案第10号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区配水管布設工事請負契約締結について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区配水管布設工事請負契約締結について』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区配水管布設工事請負契約締結について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内送配水管布設工事請負契約締結について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内送配水管布設工事請負契約締結について』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内送配水管布設工事請負契約締結について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内配水池築造工事請負契約締結について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第13号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内配水池築造工事請負契約締結について』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内配水池築造工事請負契約締結について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内浄水場ほか機械設備工事請負契約締結について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第14号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内浄水場ほか機械設備工事請負契約締結について』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第14号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内浄水場ほか機械設備工事請負契約締結について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内浄水場ほか電気計装設備工事請負契約締結について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第15号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内浄水場ほか電気計装設備工事請負契約締結について』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第15号『平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内浄水場ほか電気計装設備

工事請負契約締結について』は、原案のとおり可決されました。

日程第23 同意第2号

仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（水田 正）日程第23、同意第2号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、同意の第2号でございます。

『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』。仁木町固定資産評価審査委員会委員 渡 ■ 司は、平成24年6月23日にその任期を満了するため、地方税法第423条第3項の規定に基づき、下記の者を仁木町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。平成24年6月20日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。余市郡仁木町西町3丁目58番地、渡 ■ 司。昭和12年10月11日生まれでございます。経歴につきまして、ご紹介申し上げる前に、年齢は満74歳でございます。

それでは、経歴を申し述べたいと思います。昭和31年3月に北海道立余市高等学校を卒業後、家業の農業を営まれ現在に至っております。これまでの主な経歴といたしましては、旧仁木町農協、現新おたる農業協同組合仁木本所青年部長をはじめ、仁木町ぶどう出荷組合連合会長、表通納税貯蓄組合長、仁木町ブルー生産組合長、仁木町果樹協会会長などの役職を歴任され、地域における農業の指導的役割を果たしております。また、北海道果樹協会副会長の役職も歴任され、地元はもとより、道内における果樹農業の振興にも尽力されております。更に平成7年6月から仁木町選挙管理委員会委員として、また、平成13年2月からは委員長に就任されて、公正な選挙の推進に取り組まれており、農業のみならずあらゆる分野についての識見も豊かであります。

固定資産の評価にあたっては、正確性、信頼性のある、精度の高い評価が求められており、作業にあたっては、複雑かつ難易度を増しております。これらのことから、渡 ■ 司氏は、過去8期の固定資産評価審査委員の実績からも適任であり、再任いたしたいと考えますので、議会のご同意を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。暫時休憩します。

休 憩 午後 2時 5分

再 開 午後 2時30分

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

これから、同意第2号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第2号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を採決します。この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

〔 全員起立 〕

○議長（水田 正）全員起立です。

したがって、同意第2号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』は、同意することに決定しました。

日程第24 意見案第9号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書

○議長（水田 正）日程第24、意見案第9号『原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。上村君。

○7番（上村智恵子）意見案第9号、提出意見書について説明いたします。別冊議案書の4ページです。意見案第9号『原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書』。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成24年6月20日提出、提出者は私、上村智恵子、賛成者は住吉英子議員です。意見書の内容につきましては、5ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第9号『原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、意見案第9号『原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第25 意見案第10号

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書

○議長（水田 正）日程第25、意見案第10号『再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉君。

○1番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。別冊議案書の6ページです。意見案第10号『再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書』。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成24年6月20日提出、提出者は私、住吉英子、賛成者は大野雅義議員です。意見書の内容につきましては、7ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第10号『再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、意見案第10号『再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第26 意見案第11号

「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書

○議長（水田 正）日程第26、意見案第11号『「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉君。

○1番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。別冊議案書の8ページです。意見案第11号『「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書』。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成24年6月20日提出、提出者は私、住吉英子、賛成者は嶋田 茂議員です。意見書の内容につきましては、9ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第11号『「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、意見案第11号『「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第27 意見案第12号

衆議院の比例代表定数削減に関する意見書

○議長（水田 正）日程第27、意見案第12号『衆議院の比例代表定数削減に関する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。上村君。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。別冊議案書の10ページです。意見案第12号『衆議院の比例代表定数削減に関する意見書』。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成24年6月20日提出、提出者は私、上村智恵子、賛成者は住吉英子議員です。意見書の内容につきましては、11ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第12号『衆議院の比例代表定数削減に関する意見書』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、意見案第12号『衆議院の比例代表定数削減に関する意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第28 意見案第13

障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書

○議長（水田 正）日程第28、意見案第13号『障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。上村君。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。別冊議案書の12ページです。意見案第13号『障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書』。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成24年6月20日提出、提出者は私、上村智恵子、賛成者は林議員になってもらっております。意見書の内容につきましては、13ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官です。ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第13号『障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、意見案第13号『障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第29 陳情第1号

マカナイ川・ポンマカナイ川合流地下流への水門設置と水利用に係る陳情

○議長（水田 正）日程第29、陳情第1号『マカナイ川・ポンマカナイ川合流地下流への水門設置と水利用に係る陳情』を議題とします。

陳情の朗読を事務局長にさせます。浜野局長。

○議会事務局長（浜野 崇）陳情書の朗読を行います。

別冊議案書14ページをお開きください。陳情文書表、受理年月日及び受理番号ですが、平成24年6月15日受付、陳情第1号です。所管委員会は、総務経済常任委員会です。提出者は、3号支線受益者代表 榎林 潔氏、銀山共栄農事組合組合長 吉田政幸氏、北後志消防組合仁木消防団副団長 藤澤孝一氏の3名です。件名は、マカナイ川・ポンマカナイ川合流地下流への水門設置と水利用に係る陳情です。

陳情趣旨を朗読いたします。陳情趣旨、原文でございます。常日頃町政発展と町民福祉のためご尽力をいただき、心より御礼申し上げます。さて、道道仁木赤井川線のマカナイ橋も完成いたしました。改良区3号支線の水利の変化に驚いています。願意は、以前のとおり水門を作りマカナイ川・ポンマカナイ川の

水を3号支線で利用できるようにしていただきたく、再検討をお願いいたします。旧役場職員にこの件を聞きますと、昭和40年以降3号支線に水門を産業予算で完成したとのことでした。昭和41年1月5日、出初式終了後、市街地が火事になり、約半数が被害を受けました。水利が悪く消火に時間がかかり、大変苦労しました。また、去年、あゆ部会の方が余市川の銀山地区の水利権許可が8月31日までなのに、9月でも水を利用しているとの苦情があり、後志総合振興局の職員が水門に施錠をしたとのことでした。平年稲刈りは9月20日過ぎであり、もし天候が良い年には干ばつ気味で大変ですし、又、万が一、火災などあれば水門があれば消火に大変役立ちます。ぜひ、私たちの願意の具現化をお願い申し上げます。以上です。

○議長（水田 正）陳情の朗読が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、総務経済常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第1号『マカナイ川・ポンマカナイ川合流地下流への水門設置と水利用に係る陳情』は、総務経済常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第30 議員の派遣

○議長（水田 正）日程第30、議員の派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、平成24年7月3日札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の議員研修会へ全議員を、8月25日留萌市で開催される北海道女性議員協議会総会へ住吉君、上村君を、8月30日積丹町で開催される後志町村議会議長会主催の議員研修会へ全議員を、それぞれ派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、平成24年7月3日の札幌市での研修会に全議員を、8月25日の留萌市での総会に住吉君、上村君を、8月30日の積丹町での研修会に全議員を、それぞれ派遣することに決定しました。

日程第31 委員会の閉会中の継続審査

○議長（水田 正）日程第31『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

山下議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第32 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（水田 正）日程第32『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

上村総務経済常任委員会委員長から所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。上村総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、上村総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。暫時休憩します。

休 憩 午後 2時49分

再 開 午後 2時50分

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

三浦町長から発言の申し出がありますので、これを許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）平成24年第2回仁木町議会定例会の閉会にあたり、一言、御礼のご挨拶を申し上げます。

今定例会におきましては、平成23年度繰越明許費繰越計算書の報告並びに平成24年度各会計予算の補正、条例の一部改正、簡易水道事業の請負契約締結議案、固定資産評価審査委員会委員の同意案など、提出いたしましたすべての案件につきまして、ご可決、ご同意を賜り、誠にありがとうございました。心より御礼を申し上げます。審議の過程におきまして、数々のご意見やご指導を賜りましたが、そのひとつひとつが重要かつ極めて大切なことばかりでありました。行政だけでは考えられないような鋭い視点のものもあり、改めて議員各位の豊富な経験と識見に敬服いたしまして、素直にご意見を受け入れることができました。感謝申し上げます。これからも主権は在民、町民にあるということを肝に銘じて行政の執行にあたってまいる所存ですので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会で住吉議員から一般質問のありました緊急医療情報キットにつきましては、仁木町見守り体制づくり事業の一つとして、今年度中に高齢者と該当者に配布してまいる所存であります。また、上村議員からは子育て支援に対する一般質問を賜りました。子ども、児童は町の宝であります。財源等ニーズを考え合わせながら、安心して子育てができる環境が求められているものと実感しております。今更申すまでもなく、議会と行政が安寧秩序ある社会を目指し議論を重ね、その具現を図っていくことこそ議会制民主主義の本旨であると考えます。これからも住民の代表である議会議員として、率直なご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

少し長くなりますが、国会における審議等に触れてみたいと存じます。政府においては、社会保障と税の一体改革関連法案成立に手こずり、ようやく民主、自民、公明の3党において、関連法案の修正で大筋合意されたとのこととあります。合意内容については、皆さんご承知のとおり、消費税を平成26年4月に8%、平成27年10月に10%に引き上げる内容であります。民主党が看板政策に掲げてきた最低保障年金制度創設などは事実上白紙となったとの報道もあり、与野党が談合し社会保障制度の改革を先送りして、増税を決める政治の姿にあ然とするとの新聞社説もありました。今国会の会期を延長して、十分な議論を尽くされるようですが、3.11以降の被災地の復興、更には福島原発事故の収束もままならない状況の問題

解決と、山積する課題解決が遅々として進んでいない事態を考えると、国では一体何をやっているんだとの憤りさえ感じる次第であります。ご承知のとおり、多くの地方自治体は自らの税収だけで行政運営できるほどの余裕もなく、脆弱な財政といっても過言ではありません。本町も他の自治体と同様、地方交付税をはじめ、各種補助金、交付金等を活用して財政運営を行っておりますので、国の地方に対する予算措置等は大変重要であります。また、北海道の動向も見据えながらの各種事業の展開は困難の連続でもあります。地方の繁栄なくして、国の繁栄なしとの言葉もありますが、地方に対する国の予算付けや補助事業等の政策指針は、大変重要なものでありますから、1日も早い国政の正常化を望む次第であります。

結びに、水田議長、横関副議長、議員各位並びに天野農業委員会会長、中西代表監査委員におかれましては、農繁期等を迎え何かとご多用のことと存じますが、健康には十分ご留意されまして、なお一層ご活躍されますようご祈念申し上げ、閉会にあたってのご挨拶といたします。このたびは、誠にありがとうございました。

○議長（水田 正）お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成24年第2回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦勞様でございました。

閉 会 午後 2時56分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成24年第2回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成24年6月20日（1日間）
（開会～午前9時40分／閉会～午後2時56分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第1号	平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）	H24. 6. 20	原案可決
議案第2号	平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	H24. 6. 20	原案可決
議案第3号	平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	H24. 6. 20	原案可決
議案第4号	平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	H24. 6. 20	原案可決
議案第5号	仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について	H24. 6. 20	原案可決
議案第6号	仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について	H24. 6. 20	原案可決
議案第7号	仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	H24. 6. 20	原案可決
議案第8号	仁木町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	H24. 6. 20	原案可決
議案第9号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	H24. 6. 20	原案可決
議案第10号	平成24年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区配水管布設工事請負契約締結について	H24. 6. 20	原案可決
議案第11号	平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区配水管布設工事請負契約締結について	H24. 6. 20	原案可決
議案第12号	平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内送配水管布設工事請負契約締結について	H24. 6. 20	原案可決
議案第13号	平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内配水池築造工事請負契約締結について	H24. 6. 20	原案可決
議案第14号	平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内浄水場ほか機械設備工事請負契約締結について	H24. 6. 20	原案可決
議案第15号	平成24年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区尾根内浄水場ほか電気計装設備工事請負契約締結について	H24. 6. 20	原案可決
同意第2号	仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について	H24. 6. 20	同意可決

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
意見案 第9号	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書	H24. 6. 20	原案可決
意見案 第10号	再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書	H24. 6. 20	原案可決
意見案 第11号	「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書	H24. 6. 20	原案可決
意見案 第12号	衆議院の比例代表定数削減に関する意見書	H24. 6. 20	原案可決
意見案 第13号	障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書	H24. 6. 20	原案可決
陳 情 第1号	マカナイ川・ボンマカナイ川合流地下流への水門設置と水利用に係る陳情	H24. 6. 20	総務経済 常任委員会 付託